

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和33年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和33年7月31日から同年8月2日まで

昭和28年9月にA社（現在は、C社）に入社したのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が同年11月1日となっている。

また、昭和33年8月にA社B支店から同社D支店に異動したが、勤務は継続しているのに厚生年金保険の加入期間に1か月の空白が生じている。

申立期間についてもA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和33年8月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号拂出票には、最初の資格取得年月日が昭和28年11月1日と記載されている上、申立人と入社日が同日である同僚についても資格取得日が同年11月1日となっているなど、申立期間当時、A社では、入社後、一定期間を経てから従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえることから、申立

人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和33年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に、B社における資格喪失日に係る記録を62年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、48年1月は5万2,000円、62年1月は30万円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

昭和47年3月にC社（現在は、D社）に入社し、48年2月1日にA社からE社へ、62年2月1日にB社からF社G営業所へ異動した。

その間、退職することも無く、C社のグループ会社に継続して勤務していたのに、それぞれ1か月ずつ厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

H社の従業員名簿、I企業年金基金及び雇用保険の記録により、申立人がC社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA社からE社に異動、及び62年2月1日にB社からF社G営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月及び61年12月の社会保険事務所の記録から、48年1月は5万2,000円、62年1月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険

事務所がこれを同年1月31日と誤って記録すること、及び事業主が資格喪失日を62年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が48年1月31日及び62年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年1月及び62年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山厚生年金 事案 212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月6日から同年8月1日まで
昭和27年10月から平成元年1月に定年退職するまで、A社に勤務していた。

しかし、昭和35年6月23日付けでA社C支店から同社B支店に異動したのに、厚生年金保険の記録では、同社C支店での資格喪失日が同年7月6日、同社B支店での資格取得日が同年8月1日となっているため、1か月間が空白となっている。

A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された従業員カード及び勤務証明書により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和35年6月23日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年6月22日に、同社C工場における資格喪失日に係る記録を61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、49年6月は15万円、61年3月は34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和49年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和61年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月22日から同年7月1日まで
② 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

昭和40年4月にD社（昭和46年10月以降は、A社）に入社後、経理部門や管理業務を担当した。入社してから平成14年3月に退職するまでA社のグループ内で異動したことはあるものの、退職することなく勤めていたにもかかわらず、昭和49年6月22日から同年7月1日までの期間及び61年3月31日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の証言、申立人から提出された辞令書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和40年4月1日から平成14年3月29日まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にE社からA社本社に異動、及び61年4月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、辞令書及びA社から提出された名簿（昭和

49年9月現在)により、申立人が、昭和49年6月1日にE社からA社本社へ異動し、59年7月1日まで継続して勤務していること、及び社会保険庁の記録上、49年7月1日から55年10月1日までの期間については、申立人が同社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社が、申立期間①当時、従業員が実際に勤務する事業所とは異なる事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていたものと推認されることから、申立期間①については、同社B工場における資格取得日に係る記録を49年6月22日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年7月及び61年2月の社会保険庁のオンライン記録から、49年6月は15万円、61年3月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山国民年金 事案 116

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 49 年 3 月まで

昭和 39 年 3 月、国民年金に加入し、毎月、婦人会の班長に国民年金保険料を渡し、班長はA町内会のB氏の自宅へ持参していた。

その後、市役所から口座振替での納付を促す旨のはがきが何回も届いたため、口座振替にした記憶がある。

領収書など国民年金保険料を納付したことを明らかにできる資料は無いが、昭和 41 年に母が他界した時点では、既に保険料を納付していたので、申立期間が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金への加入手続について、同じ町内会の住民に口頭で伝えたとするだけで、伝えた相手の氏名も含め具体的な状況を説明できない上、昭和 38 年度から 48 年度までの印紙検認欄のある自身の国民年金手帳を見た記憶も無く、また、A地区の婦人会の申立人が所属する班で国民年金保険料を集金していた者から聴取しても、申立期間において、申立人に係る保険料を集金したとの証言は得られないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月に払い出されていると推察される上、申立期間は任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において申立人が居住

していたC市保有の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から27年4月1日まで

昭和24年4月から28年6月までA社B出張所に勤務し、材木の皮むきや運搬等の仕事をしてきたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が27年4月1日になっている。

申立期間についてもA社B出張所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてもA社B出張所に勤務していたことは確認できるが、同社B出張所では、昭和27年4月1日に申立人を含め117人の従業員を厚生年金保険に加入させており、同社では、材木の皮むき等に従事する作業員をまとめて厚生年金保険に加入させたことがあるとしていることから、材木の皮むき等に従事する作業員については、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人が名前を覚えている同僚(5人)のうち、2人はA社B出張所において厚生年金保険に加入していない上、厚生年金保険の加入記録がある3人についても、資格取得日は申立人と同様に昭和27年4月1日であり、うち1人は、同社B出張所に25年3月から勤務したが、27年までは厚生年金保険に加入していなかったと証言している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、申立期間については、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 37 年 8 月まで

昭和 34 年 9 月から 37 年 8 月まで A 事業所に勤務したのに、厚生年金保険の被保険者となっていない。

A 事業所で働いていた時にもらった健康保険証を使用してポリープの手術をした記憶があり、健康保険証があれば厚生年金保険にも加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び厚生年金保険加入記録により、期間は特定できないものの、申立人は A 事業所に勤務していたと推認される。

しかし、A 事業所は昭和 44 年に全喪しており、事業主や事務担当者も死亡していることから、申立人に係る当時の勤務状況や厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

また、A 事業所は、昭和 33 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所となった際に 5 人の従業員を厚生年金保険の被保険者とし、その後 37 年 8 月までの間に被保険者資格を取得している従業員はいないが、このことについて、同年 8 月に被保険者資格を取得した元同僚（一人）は、「A 事業所には 37 年 5 月から勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人及び当時のことをよく知る元同僚が「A 事業所が新規適用となった 33 年 3 月以降に入社した。」と証言している 7 人の同僚について、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できない上、7 人のうちの 1 人は、「35 年 3 月から 36 年 1 月まで勤務したのに、A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。」と証言している

ことから、同事業所では、新規適用事業所となった 33 年 3 月から 37 年 8 月までの間は、従業員を採用しても厚生年金保険の被保険者資格を取得させなかったと推認される。

加えて、申立人は、A 事業所からもらった健康保険証を使用してポリープの手術をしたと主張しているが、手術したと推認される病院は平成 17 年に廃業しているため、使用した保険証の種類を特定することができない。

このほか、申立人は、申立期間において、A 事業所で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの記憶が明確でなく、事業主により給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 216 (事案 134 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月21日から31年5月11日まで

昭和22年11月から31年5月まで、A社B工場に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっている。

A社B工場を退職した時に退職金は受け取っているが、脱退手当金についてはもらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられるほか、脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、既に当委員会は、申立人が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から脱退手当金を受給していないことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。